

議案第 80 号

北名古屋市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正について

北名古屋市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正により延滞金等の割合の特例が改められたことに鑑み、延滞金の割合の特例を改めるため、関係条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例

(北名古屋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市後期高齢者医療に関する条例（平成20年北名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(北名古屋市介護保険条例の一部改正)

第2条 北名古屋市介護保険条例（平成18年北名古屋市条例第115号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(北名古屋市子どものための教育・保育に係る利用者負担額に関する条例の一部改正)

第3条 北名古屋市子どものための教育・保育に係る利用者負担額に関する条例（平成27年北名古屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法

律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例(平成19年北名古屋市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の北名古屋市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定、改正後の北名古屋市介護保険条例附則第8項の規定、改正後の北名古屋市子どものための教育・保育に係る利用者負担額に関する条例附則第2項の規定及び改正後の北名古屋市下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。